

## 横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会条例

令和4年9月28日  
横浜市条例第28号

**(設置)**

第1条 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業における保留地等に係る事業提案を公募し、旧上瀬谷通信施設地区における郊外部の新たな活性化のための拠点の形成を推進する事業（以下「旧上瀬谷通信施設地区活用事業」という。）の適正な実施を図るため、市長の附属機関として、横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**(所掌事務)**

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 旧上瀬谷通信施設地区活用事業の提案の募集に関すること。
- (2) 旧上瀬谷通信施設地区活用事業の提案の審査に関すること。
- (3) その他旧上瀬谷通信施設地区活用事業に関し市長が必要と認める事項

**(組織)**

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 市長は、委員会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

**(委任)**

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

制 定 平成12年 6 月

最近改正 平成24年 3 月

### (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づく附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする会議)

**第 2 条** この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置された附属機関

### (会議開催の事前公表)

**第 3 条** 附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催の日前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第 1 号）を、市役所掲示板（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所掲示板）に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催するときは、開催の決定後、速やかにこれを行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

2 前項の会議案内は、横浜市市民情報センター（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所総務部区政推進課広報相談係）に備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

### (非公開等の決定)

**第 4 条** 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

**（理由等の会議録への記録等）**

**第5条** 附属機関の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

**（会議の傍聴等）**

**第6条** 附属機関の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、附属機関は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。

4 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

**（会議資料の提供）**

**第7条** 附属機関の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

**（会議録の写しの閲覧）**

**第8条** 附属機関は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録（横浜市附属機関設置運営要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）の写し等を、会議録の確定後、担当課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

**（運営状況の報告）**

**第9条** 附属機関は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

2 市民局長は、毎年1回、附属機関の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

### (附属機関の長が選任されていない場合の特例)

- 2 附属機関の長が選任されていない場合は、当該附属機関の会議は、公開で行うものとする。この場合において、附属機関の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会運営要綱

制 定 令和4年10月7日都上整第459号（局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会条例（令和4年9月横浜市条例第28号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### （委員）

第2条 市長は、条例第3条第2項に基づき、主として、次の各号に掲げる分野に関する専門知識を有する者のうちから委員を任命する。

- （1）都市計画
- （2）景観
- （3）緑
- （4）環境・農業
- （5）観光
- （6）金融・経済
- （7）法務

2 市長は、委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、新たな委員を任命することができる。

3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の代理は、認めないものとする。

### （臨時委員）

第3条 臨時委員は、若干人とし、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員等の責務)

第5条 委員及び臨時委員は、条例第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員及び臨時委員は、直接間接を問わず、応募事業者及び応募することが見込まれる企業の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 委員及び臨時委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も漏らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 4 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ）の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達）に基づき委員会の会議について公開・非公開を決定する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 7 日から施行する。